

施策の柱4 文化財の保護環境の充実

【都市計画との連携】

文化財には、有形文化財（建造物・美術工芸等）、無形文化財（工芸技術等）、有形民俗文化財、無形民俗文化財、遺跡等の記念物等があります。有形・無形、指定・未指定を問わず、文化財を相互に関連のある一定のまとまりとしてとらえたり、文化財の周辺の自然環境等を地域の歴史・文化を伝える要素として、文化財と一体となった価値をなすものと位置付け、歴史・文化を活かしたまちづくりを進めるためには、文化財保護行政だけではなく、都市計画やまちづくり等との総合調整が求められます。

【文化財の保護・学習拠点の整備・充実】

西原総合教育施設内の郷土資料室は、文化財の整理や管理、展示、学習の場等としての機能がありますが、今後の文化財を活用したまちづくりを進めるに当たり、文化財の保存・活用の拠点として、複合的な機能を持つ「地域博物館」や「郷土資料館」としての機能充実や機能向上が期待されます。今後の保存・活用の拠点として、「地域博物館」の設置の検討が求められています。

【関係する庁内部署・行政機関・各種団体との連携】

学校教育や生涯学習に加えて、まちづくりや地域の魅力として文化財を活用した取組を進めるためには、関連する組織や機関、団体との調整・連携が必要です。例えば、国史跡である下野谷遺跡は、石神井川との関係性を考慮した周辺環境一帯の景観を含め、一体的な整備や活用を進めることが重要であり、庁内部署、国・東京都と調整・連携を図る必要があります。

施策の方向…評価できる点、さらなる取組みが必要な点、事業実施に際しての留意点、新たな着眼点 など

4-1 都市計画と連携した文化財保存・活用の環境づくり

4-2 文化財の保護・学習拠点の整備・充実

4-3 新たな保存・活用拠点の設置検討

4-4 推進体制の充実

4-5 関係する機関・団体との連携強化